平成２４年（フ）第１０６号
茨城県つくば市二の宮１丁目８―10　時計台ハイツＢ102号、住民票上の住所茨城県土浦市桜町３丁目11番２号
債務者　網代　照男
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番地11　エステートピア１丁目Ｂ103
債務者　千葉　俊春
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目286番地の８　狭山ケ丘グリーンハイツ101
債務者　祝原　寿岐
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４２号
埼玉県富士見市大字鶴馬3552番地　横田グリーンマンション201
債務者　三木　博子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４号
埼玉県熊谷市見晴町266番地４
債務者　石田タキ子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８５号
埼玉県羽生市西５丁目31番地７　ＳＴハイツ西羽生Ⅰ103、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―31―108
債務者　中村　昇
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１９号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６―609号
債務者　西川總一郎
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３５号
札幌市中央区北21条西15丁目１番１―202号
債務者　中桐　武司
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３６号
札幌市手稲区新発寒６条２丁目３番18号　メゾンドパークＡ―１号
債務者　大関　直也
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５３号
北海道江別市高砂町40番地の19　ニューエース19―102号室
債務者　加藤　重子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７７号
札幌市手稲区前田４条５丁目１番３号　イーグルホーム２―103号
債務者　中山　安子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３８号
札幌市厚別区青葉町６丁目３番５―802号
債務者　佐倉　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５４号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番37号　丸元荘１号井原方、住民票上の住所札幌市豊平区中の島２条４丁目３番１―903号
債務者　黒木　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５８号
札幌市北区屯田６条２丁目２番25号
債務者　辻　仁志
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７６号
札幌市南区澄川４条９丁目13番４号
債務者　岡山　修
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４０号
札幌市白石区北郷８条４丁目９番27―201号
債務者　沼沢　紘美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番29―304号
債務者　三宅　進
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部